

令和5年4月1日

各PTA会員様

可児市PTA連合会
会長 岩井 淳
可児市立西可児中学校 PTA

可児市PTA連合会ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針について

日頃より、PTA活動につき格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、可児市PTA連合会では子どもたちを犯罪やイジメから守るために「ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針」を制定しています。

また、昨今はゲーム機がネット接続可能となるなど、さまざまな機器から有害情報に近づく危険性が広がってきており、子どもたちが被害を受ける可能性も高まっています。

大切なのは、持たせる前に親子で「してはならないこと」などを話し合うことです。本来ならば子どもたちにスマートフォン等を持たせたくないのですが、それぞれの家庭の事情もあるかと存じます。その際には、当指針を元に「親子一緒に」ルールを考え、使用に際しては常に子どもたちを見守るなど、配慮をお願いします。

なお、この指針は以下の要件を前提とします。

1. 本当に危険であるのは、メールであること。（有害サイト等へつなぐ危険性よりも、メールによるいじめや子ども同士のメール交換の方が問題である）
2. 保護者に、単年度ではなく、継続して学習してもらう必要があること。
3. 与えるのは保護者であり、保護者に責任があること。
4. 学校へ持っていくことは禁止されていること。
5. この指針は、保護者に対して提示するものであり、この指針を元にそれぞれの家庭で話し合ってください、それぞれの家庭におけるルールをつくってもらいたいと考えていること。

☆もしも、困ったことが起こったら・・・

- ① お近くの警察署へ相談（可児警察署 61-0110）
- ② サイバー犯罪 110 番（受付フォーム） - 岐阜県公式ホームページ (gifu.lg.jp)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=26&check>
電話相談は「県警安全相談室」（#9110）へ

ネット接続機器に関する家庭のルール指針

～親子で考え、親子で守ろう家庭のルール～

1. 食事中は使用しません。
2. ネット接続機器の使用場所や時間の約束を守ります。
3. 人の迷惑になるような場所での使用や『ながらスマホ』をしません。
4. フィルタリングをかけて使用し、危険性のあるサイトへは接続しません。
5. 心当たりのない SNS やメールにアクセスしません。また、不審なメール（送信者不明のメールや知らない人からのメール）が来たときは、速やかに保護者に報告します。
6. 学校へは持ち込みません。
7. ブログやプロフ、メールなどに友だちの悪口を書き込むなど、他人を傷つけるような使い方はしません。
8. 自分や友だちの氏名、住所、電話番号などを掲示板などに公開しません。
9. SNS やメールによるいじめなど、トラブルや心配ごとがあったらすぐに保護者や先生に相談します。

※ 上記の家庭のルール指針を参考にして各家庭で話し合い、わが家のルールを決めましょう。

わが家のルール

1. _____
2. _____
3. _____

可茂地区小中学生の皆さん

校外生活の約束

可茂地区小中高特生徒指導連絡協議会
可茂地区PTA連合会

*あなたたちの健康で安全な生活を願って、先生、保護者、地域の皆さんで、次の約束を作りました。

- 1 次の場所へは、保護者と一緒でなければ出入りしません。
 - ①ゲームセンター（コーナー）
 - ②喫茶店（漫画喫茶及びインターネットカフェを含む）
 - ③カラオケボックス
 - ④映画館 ⑤ボウリング場 ⑥バッティングセンター

*④～⑥は、中学生は、保護者の許可のない限りは出入りしません。
小学生は、保護者と一緒でなければ出入りしません。
- 2 スーパー、デパート、コンビニなどで、長い時間集まっていたり、座り込んだりするなど、お店や周りの人たちに迷惑になることをしません。
- 3 登下校時には、店に立ち寄って飲んだり食べたりしません。
- 4 友人宅などへの外泊は、保護者の許可のない限り、しません。
- 5 夜の外出は、保護者の許可のない限り、しません。
(午後10時以降は補導の対象になります。)
- 6 友達どうしでの金銭の貸し借り、ものの売り買いをしません。
- 7 キャンプ・スキー・スノーボード・海水浴・旅行などは、保護者や大人の引率なしではしません。
- 8 ヘルメットなしでは自転車に乗りません。
- 9 ネットにつながる情報端末（ゲーム機・ケータイ・スマホ等）を使う場合は、家庭でのルールを作って、それを守ります（保護者は、子どものケータイ等にフィルタリング等のセキュリティ対策をします）。

<平成10年7月 一部改正>

<平成17年4月 一部改正>

<平成21年5月 一部改正>

<平成24年5月 一部改正>

<平成25年5月 一部改正>

<平成28年5月 一部改正>

岐阜県PTAで作る

わが子のあゆみ

個人購読募集

早く届いてゆっくり読める個人購読を!



親子で、読んで
会話がはずむ!

子育て情報機関誌

令和5年度の特集内容(予定)

特集(予定)

7月号 続・親子でサイエンス!

9月号 「定期大会講演」(前編)

11月号 「定期大会講演」(後編)

1月号 データと科学で証明する

3月号 日本代表を育成する

家庭や学校の支援

「親子でサイエンス!」

家庭にある身近な物でできる科学実験を特集しました。親子で一緒に考え、より良いものを目指して改善していくといった「主体的・対話的な学び」に、ぜひ家族で挑戦してみてください。

「第44回県P連定期大会記念講演」

1989年20歳で起業し、学習塾を創業。これまで4000人以上の生徒に対し、「心を高める」「生活習慣を整える」「考えさせる」の3つを柱に指導をすることで学力を引き上げ、下がっていた子どもたちの自己肯定感を高めてきた一般社団法人教育デザインラボ代表理事、石田勝紀さんによる定期大会での講演を特集します。

「データと科学で証明する」(1)までわ

かった家庭教育(抜粋)

前岐阜市教育長・岐阜大学客員教授の早川 三根夫さんによる「清流の国 ぎふ大会」第一分科会での講演を特集します。

「日本代表を育成する家庭や学校の支援

(抜粋)」

前ホッケー女子日本代表 さくらJAP ANの皆さんによる「清流の国 ぎふ大会」第四分科会での講演を特集します。

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残る言葉》

- ◇不登校であることは、長い人生に決定的なハンディになるわけではありません。 (特集 7月号)
- ◇今日もまた試験前に、床の間の福祿寿の前で手を合わせる娘に、良い答えが舞い降りることを「百万の見方」が願っている。 (わが家の宝物 7月号)
- ◇教職は、春が来る度に新たなスタートを切らせてもらえる幸せな仕事。 (教育の窓 7月号)
- ◇私は、今日も、明日も授業をします。「国語が楽しい」「授業が面白かった」この時間を迎えるために。 (私の先生 9月号)
- ◇わたしは、お手つだいが大すぎです。家ぞくみんながよるこんでくれるから。 (子の思い 11月号)
- ◇母の姿は、いつしか私の行動の後押しになっているのだと気づかされました。 (親の背中 1月号)
- ◇あっという間に終わってしまうであろう子育ての一瞬一瞬を大切に楽しみます。 (子育て半生記 1月号)

◆1冊200円、年5冊発行(1,000円)。お申込みは各学校のPTA担当の先生。

◆お問い合わせは岐阜県PTA連合会事務局 ☎058(262)3257

県内各PTAの皆様へ

～『学校理解とよりよい自分育ち』のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。
1冊200円・年(5回発行)1000円

各単位PTA	会長	各位
各単位PTA事務局	担当者	各位
各郡市PTA	会長	各位
各郡市子育て委員会	代表	各位
各郡市PTA事務局	担当者	各位

私たち岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までの奇数月に発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、10～15%の個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は72年前の昭和26年に創刊された、全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各郡市のPTA会長会でご協議を願っています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かな親になりましょう。

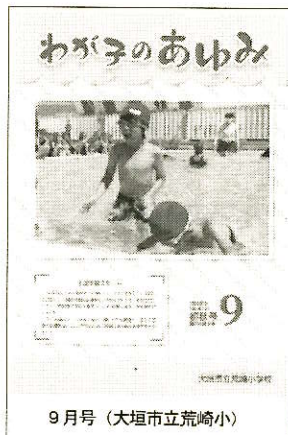
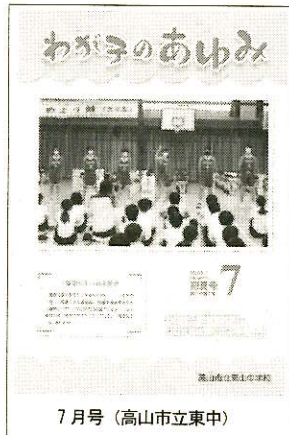
岐阜県PTA連合会

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇不登校であることは、長い人生に決定的なハンディになるわけではありません。(特集 7月号)
- ◇今日もまた試験前に、床の間の福祿寿の前で手を合わせる娘に、良い答えが舞い降りることを「百万の見方」が願っている。(わが家の宝物 7月号)
- ◇私は、今日も、明日も授業をします。「国語が楽しい」「授業が面白かった」この時間を迎えるために。(私の先生 9月号)
- ◇わたしは、お手つだいが大すぎです。家ぞくみんながよろこんでくれるから。(子の思い11月号)
- ◇母の姿は、いつしか私の行動の後押しになっているのだと気づかされました。(親の背中1月号)
- ◇あっという間に終わってしまうであろう子育ての一瞬一瞬を大切に楽しみます。(子育て半生記1月号)



お父さんも
お母さんも

読んでね!

1冊200円 年間5冊1,000円

個人購読募集

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇不登校であることは、長い人生に決定的なハンディになるわけではありません。(特集 7月号)
- ◇今日もまた試験前に、床の間の福祿寿の前で手を合わせる娘に、良い答えが舞い降りることを「百万の見方」が願っている。(わが家の宝物 7月号)
- ◇私は、今日も、明日も授業をします。「国語が楽しい」「授業が面白かった」この時間を迎えるために。(私の先生 9月号)
- ◇わたしは、お手つだいが大すきです。家ぞくみんながよろこんでくれるから。(子の思い11月号)
- ◇母の姿は、いつしか私の行動の後押しになっているのだと気づかされました。(親の背中1月号)
- ◇あつという間に終わってしまうであろう子育ての一瞬一瞬を大切に楽しみます。(半生記1月号)



購読申込票

☆1次募集

5月12日(金)まで

☆2次募集

7月14日(金)まで

☆各学校のPTA担当の先生まで提出してください。

園児

年 組 児童・生徒氏名

わが子の あゆみ

年間5冊分(7月・9月・11月・1月・3月)
1,000円(税込)をそえて申込みます。

保護者
氏 名

どうしよう!

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動
中、使っていた刃物で指を切
った。

学校の運動会后、テントの片
付け作業中、支柱が頭に当
たり、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び
でアキレス腱を痛め、手術
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流
会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

令和5年4月1日

各単位PTA会長 様
各校長 様
各PTA事務担当者 様

岐阜県PTA連合会
会 長 野平英一郎
広報委員長 堀 祥岳

機関誌「わが子のあゆみ」購読募集と購読申込票配付のお願い

今年度の、機関誌「わが子のあゆみ」の購読募集を行います。個人購読申込票をお送りいたしますので、必要に応じて印刷・ご配布いただき、購読数のとりまとめを下記の通りお願い申し上げます。

1、PRのお願い

添付の「個人購読申込票」をPTA総会資料の一部として綴じていただき、会長様から会員の皆様へ個人購読をお勧めいただきたくお願い申し上げます。

2、募集期間は5月12日まで。2次募集（7月）を予定しています。

各単位PTAでの購読募集期間を、5月12日までとさせていただきます。5月19日までに、PTA単位の購読数と共に、個人購読とPTA会費購読の内訳を、貴郡市PTA連合会事務局へご連絡ください。

また、7月号発行後、実際に本誌をご覧になった上でのお申し込みが出来るよう、2次募集を行う予定です。改めてご案内致します。

3、発行回数 年間5回（7月・9月・11月・1月・3月）です。

4、購読費 年間購読費は（5冊）1,000円（税込み・1冊200円）です。

5、バックナンバーはホームページで

「わが子のあゆみ」のバックナンバーは、岐阜県PTA連合会のホームページでご覧いただけます。「わが子のあゆみ」を検索して、ご活用ください。

6、原稿、資料のご提供、よろしくお願い致します

「わが子のあゆみ」は単位PTA、各学校の皆様のご理解のうえで成り立っています。原稿・資料をご依頼することがありますので、よろしくお願い致します。

7、購読促進PR「ポスター」～早く届いて、ゆっくり読める、個人購読を～

「ポスター」を制作します。「ポスター」は、各学校の掲示板等に常時貼っていただくものです。3月中に県ホームページ（子育て情報誌内）にアップさせていただきます。資料をプリントしてご活用ください。

可児市立西可児中学校
保護者 様

可児市立西可児中学校

警報発令時における対応について（お願い）

警報発令時の対応については、よく読んで対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

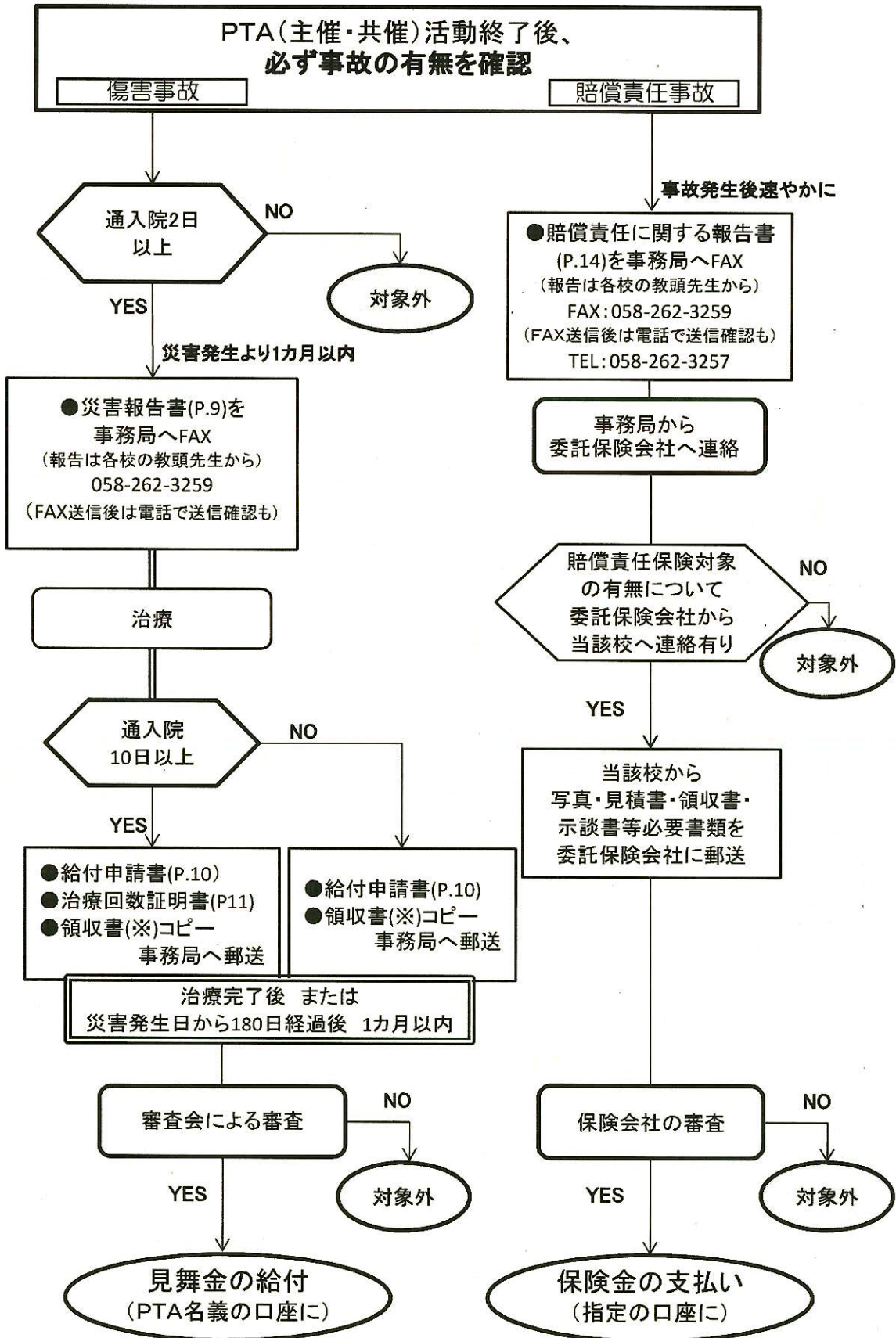
- 1 「特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水警報のいずれかが発令された場合」における対応についての原則は次の通りです。（※「特別警報」とは、最大限の警戒を要する警報です。）
 - (1) 生徒が登校する以前に警報（上記の警報）が発令された場合
 - ア 警報が解除されるまで家庭で待機させてください。
 - イ 始業時刻（8：15）の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。
 - ウ 始業時刻の2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始します。
 - エ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とします。
 - オ ただし、通学路の状況に危険が認められる場合は、学校独自の判断で、家庭待機、臨時休業等の措置をとる場合があります。
 - (2) 生徒が登校してから、警報（上記の警報）が発表された場合
 - ア 警報発表中又は警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とします。
 - イ 警報発表後に帰宅させる場合には、警報解除後を原則とします。その際、通学路の居住地域の安全を確認したうえで、帰宅させます。
 - (3) 生徒の登下校中に、警報（上記の警報）が発表された場合
 - ア 原則として、発令を知った時点で学校又は自宅の近い方に行くように指導をします。
 - イ ご家庭でも日頃から、通学路における非常時の行動の仕方を指導しておいてくださるよう、お願いします。
 - (4) 警報（上記の警報）の発表が予想される場合
気象状況（台風の位置、規模、進行状況、速度等）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長又は教育委員会が警報発表に先立って、休業や授業の打ち切りを決定することがあります。その場合は、防災無線、すぐメール等で連絡をします。
- 2 警報には次のようなものがあります。
 - (1) 特別警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 大雨警報 (5) 洪水警報 (6) 大雪警報
- 3 大雪警報が発表されている場合の対応について
可児市においては、大雪警報が発表されていても上記2の(1)～(5)の警報が発表されていない場合は、原則として平常どおり授業を実施します。市内全域が危険な状態と判断した場合は、教育委員会が自宅待機や臨時休業等の措置を講ずることがあります。

非常警報発令時の給食の対応について

給食の取扱について

- ・ 午前8時までに警報が解除された場合は、平常の給食を実施します。
- ・ 午前11時までに警報が解除された場合は、パンまたは米飯・牛乳程度の簡単なものを用意します。

事故発生から給付までの流れ



※児童生徒の場合、窓口支払のない場合は、0円領収書または診療報酬明細書